

「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」
 (平成10年3月30日付け10農産第2122号農産園芸局長通達)
 新旧対照表

改正後		現行	
(目的及び定義) 別記(第2関係)		(目的及び定義) 別記(第2関係)	
輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項		輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項	
検疫対象有害動植物	要求事項	検疫対象有害動植物	要求事項
1～5 [略]	[略]	1～5 [略]	[略]
6 <i>Bactericera cockerelli</i>	当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあっては、その旨(当該消毒を行った日付及びその方法を含む。)を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。	6 <i>Bactericera cockerelli</i>	本害虫の防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあっては、その旨(当該消毒を行った日付及びその方法を含む。)を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。
7 <i>Bactericera nigricornis</i>		7 <i>Bactericera nigricornis</i>	
8 <i>Bactericera trigonica</i>	当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、	8 <i>Bactericera trigonica</i>	本害虫の防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵さ

	本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。		れていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。
9 <i>Circulifer tenellus</i> (テンサイヨコバイ)	当該植物が輸出される前に、茎葉に差し込むように産み付けられた卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	9 <i>Circulifer tenellus</i> (テンサイヨコバイ)	本害虫の防除が十分に行われたほ場（栽培施設を含む。）で栽培され、当該植物が輸出される前に、茎葉に差し込むように産み付けられた卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
10 <i>Diabrotica undecimpunctata</i> (ジュウイチホシウリハムシ)	当該植物が輸出される前に、根に損害を与える幼虫の有無及び茎葉に損害を与える成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	10 <i>Diabrotica undecimpunctata</i> (ジュウイチホシウリハムシ)	本害虫の防除が十分に行われたほ場（栽培施設を含む。）で栽培され、当該植物が輸出される前に、根に損害を与える幼虫の有無及び茎葉に損害を与える成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
11 <i>Naupactus leucoloma</i> (シロヘリクチブトゾウムシ)		11 <i>Naupactus leucoloma</i> (シロヘリクチブトゾウムシ)	
12 <i>Otiorhynchus ovatus</i> (イチゴクチブトゾウムシ)		12 <i>Otiorhynchus ovatus</i> (イチゴクチブトゾウムシ)	
13・14 [略]	[略]	13・14 [略]	[略]
15 <i>Trioza apicalis</i>	当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	15 <i>Trioza apicalis</i>	本害虫の防除が十分に行われたほ場（栽培施設を含む。）で栽培され、当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の

	<p>査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</p>		<p>有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</p>
16～19 [略]	[略]	16～19 [略]	[略]
20 <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>	<p>当該植物の生育期中又は輸出検査時に、PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>	20 <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>	<p>媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、当該植物の生育期中又は輸出検査時に、PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
21～31 [略]	[略]	21～31 [略]	[略]